

# フレイベル會規則

- 第一條 本會ハ幼児保育ノ改良發達ヲ圖ルヲ以テ目的トス
- 第二條 本會ハフレイベル會ト稱シ東京ニ置ク
- 第三條 會員タラントスルモノハ幼稚園ニ關係アルモノ又ハ幼児保  
育ニ篤志ナルモノニシテ會員ノ紹介ヲ經ベシ
- 第四條 會員ハ本會ノ經費トシテ一ヶ月金拾錢ヲ齎出スベシ
- 第五條 會開名望アル人ニシテ本會ノ事業ニ裨益アリト認ムルモノ  
ハ特ニ請ヒテ客員トナスコトアルベシ
- 第六條 本會ノ目的ヲ達センガ爲ニ左ノ事業ヲ行フ
  - 一 總會 毎年四月二十一日之ヲ開キ保育ニ關スル演説、談話、  
保育參列品幼兒成績物展覽會、會務ノ報告、幹事ノ選舉等ヲ  
ナス會日ハ會長ノ意見ニヨリ之ヲ變更スルコトアルベシ
  - 一 常會 毎年二月、六月、十月、十二月ノ第二土曜日之ヲ開キ  
保育ニ關スル演説、談話、協議、實驗等ヲナス
  - 一 組合會 會員中特ニ或ル事項ヲ研究セントスル者ヲ以テ組織  
ス但シ別ニ組合會規約ヲ定メテ會長ノ承認ヲ經ルモノトス
  - 一 雜誌發行、毎月一回雜誌ヲ刊行シテ之ヲ會員ニ配布ス
  - 一 前項ノ外本會ノ目的ニ利益アリト認メタル事件
- 第七條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク
  - 會長 一人 會務ヲ總理ス
  - 主幹 一人 會長ヲ輔佐シテ會務ヲ掌理ス
  - 幹事 十人 會長ノ指揮ヲ受ケ會務ヲ分掌ス
  - 評議員 若干人 重要ナル事件ニ關シ會長ノ諮詢ニ應ス
- 第八條 會長ハ客員ヨリ推薦スルモノトス
- 第九條 主幹ハ會長ノ特選トス
- 第十條 幹事ハ會員ノ互選トシ其任期ヲ二ケ年トス  
但シ毎年半數ヲ改選スルモノトス
- 第十一條 評議員ハ會長ノ特選トス
- 第十二條 本會ハ必要ニ應シ特ニ委員ヲ設ケ又ハ書記ヲ雇入ルトコ  
トアルベシ
- 第十三條 此規則ハ會員三分ノ二以上ノ同意ヲ得ルニアラザレバ變  
更スルコトヲ得ス

# 本會役員

會長	東京女子高等師範學校校長
主幹	東京女子高等師範學校教授
會計幹事	東京女子高等師範學校保母
會計幹事	東京女子高等師範學校兼教諭
會計幹事	東京女子高等師範學校保母
會計幹事	東京女子高等師範學校保母
庶務幹事	學習院助教
庶務幹事	東京日本橋坂本小學校保母
庶務幹事	東京女子高等師範學校保母
庶務幹事	東京女子高等師範學校保母
庶務幹事	東京女子高等師範學校保母
庶務幹事	東京女子高等師範學校保母
編輯主任	東京女子高等師範學校保母
編輯主任	東京女子高等師範學校保母

# 質問規定

本會は讀者の種々なる質問に應じます。婦人と子供と家庭とに關する事なら何でもお尋ねなさい。往復はがきか又は通信料封入ならば早速に御答します。公衆に有益だと思ふことは誌上で説明します。

# 入會又ハ購讀手續

振換口座東京 一七二六番

本會に御入會なさうとする方は會費一ヶ月金拾錢の割合で一ケ年分をまとめて振替貯金へ御拂込下されば直に登錄して雜誌を發送致します。會員にならずに雜誌だけ讀みたい方は左の割合の前金で本會か又は賣捌書店へ御便宜御申込下さい

- 一册郵税共金拾一錢
- 六册前金郵税共六拾錢
- 拾二册同金壹圓貳拾錢
- 郵券代用一割増